



【回送嘱託の取消申立てをする場合の記載例】

申 立 て の 趣 旨

(該当する□にチェックしたもの)

- (回送嘱託審判の取消し) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでなされた、成年被後見人に宛てて差し出された郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託する審判を取り消すことを求める。
- (回送嘱託審判の変更) 平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日付けでなされた、成年被後見人に宛てて差し出された郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託する審判について、以下のとおり変更することを求める。
- 回送期間の終期を平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に短縮する
  - 回送を受ける成年後見人を\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_に変更(交代)する
  - 成年被後見人の(□住所, □居所)の変更により、嘱託の対象を成年被後見人の新しい(□住所, □居所)に変更する
  - 成年被後見人の(□住所, □居所)を嘱託の対象として追加する
  - 複数ある嘱託の対象から、成年被後見人の(□住所, □居所)について回送の嘱託を取り止める
  - 成年後見人の住所(事務所)変更により、郵便物等の回送先を新しい住所(事務所)に変更する
  -

申 立 て の 理 由

- 1 成年被後見人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所において、後見が開始され、成年後見人として、成年被後見人の長男である申立人が選任されました。
- 2 申立人は成年後見人に選任されたとき、成年被後見人とは別居しており、成年被後見人の財産調査のため、成年被後見人に宛てた郵便物を申立人に配達すべき旨を嘱託する審判を申し立て、この申立ては平成〇〇年〇月〇日認容されました。
- 3 成年被後見人は独居生活が困難になったため、平成〇〇年〇月〇日、申立人の自宅に転居しました。
- 4 申立人は成年被後見人と同居しておりますので、成年被後見人に宛てた郵便物を申立人の自宅に転送してもらう必要はなくなりました。
- 5 よって、申立ての趣旨のとおり申立てをします。

(注) 太わくの中だけ記入してください。

<回送嘱託の変更申立てに関する注意事項>

- 回送期間の終期の延長はできません。
- 申立人以外の他の成年後見人に回送先を変更する場合(成年後見人の交代)は、申立ての理由中に変更(交代)する成年後見人の住所及び氏名を記載し、その成年後見人の同意書を添付してください。
- 嘱託の対象を変更(追加, 縮小)する場合は、申立ての理由中に変更の内容を記載してください。
- 成年被後見人又は成年後見人の住所変更に伴う変更申立ての場合は、住民票等を添付してください。



【回送嘱託の変更申立てをする場合の記載例】

申 立 て の 趣 旨

(該当する□にチェックしたもの)

(回送嘱託審判の取消し) 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けでなされた、成年被後見人に宛てて差し出された郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託する審判を取り消すことを求める。

■ (回送嘱託審判の変更) 平成\_\_00\_\_年\_\_00\_\_月\_\_00\_\_日付けでなされた、成年被後見人に宛てて差し出された郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託する審判について、以下のとおり変更することを求める。

■ 回送期間の終期を平成\_\_00\_\_年\_\_00\_\_月\_\_00\_\_日に短縮する

回送を受ける成年後見人を\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_に変更(交代)する

成年被後見人の(□住所, □居所)の変更により、嘱託の対象を成年被後見人の新しい(□住所, □居所)に変更する

成年被後見人の(□住所, □居所)を嘱託の対象として追加する

複数ある嘱託の対象から、成年被後見人の(□住所, □居所)について回送の嘱託を取り止める

成年後見人の住所(事務所)変更により、郵便物等の回送先を新しい住所(事務所)に変更する

申 立 て の 理 由

1 成年被後見人は、平成00年00月00日、00家庭裁判所において、後見が開始され、成年後見人として、成年被後見人の長男である申立人が選任されました。

2 申立人は成年後見人に選任されたとき、成年被後見人とは別居しており、成年被後見人の財産調査のため、成年被後見人に宛てた郵便物を申立人に配達すべき旨を嘱託する審判を申し立て、この申立ては平成00年0月0日認容されました。

3 成年被後見人は独居生活が困難になったため、平成00年00月00日、申立人の自宅に転居する予定です。

4 上記3の時期以降、申立人は成年被後見人と同居する予定ですので、成年被後見人に宛てた郵便物を申立人の自宅に転送してもらう必要はなくなります。

5 よって、申立ての趣旨のとおり申立てをします。

(注) 太わくの中だけ記入してください。

<回送嘱託の変更申立てに関する注意事項>

○ 回送期間の終期の延長はできません。

○ 申立人以外の他の成年後見人に回送先を変更する場合(成年後見人の交代)は、申立ての理由中に変更(交代)する成年後見人の住所及び氏名を記載し、その成年後見人の同意書を添付してください。

○ 嘱託の対象を変更(追加, 縮小)する場合は、申立ての理由中に変更の内容を記載してください。

○ 成年被後見人又は成年後見人の住所変更に伴う変更申立ての場合は、住民票等を添付してください。